

会社法の一部を改正する法律案要綱

第一 株主総会資料の電子提供制度

一 電子提供措置をとる旨の定款の定め

1 株式会社は、取締役が株主総会（種類株主総会を含む。）の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（以下第一において「株主総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下第一款において同じ。）をとる旨を定款で定めることができるものとする。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りるものとする。 （第二百二十五条の二関係）

(一) 株主総会参考書類

(二) 議決権行使書面

(三) 第四百三十七条の計算書類及び事業報告

(四) 第四百四十四条第六項の連結計算書類

2 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定めを登記しなければならないものとする。 （第九百十一条第三項第十二号の二関係）

二 電子提供措置

1 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日前三週間前の日又は同条第一項の通知を發した日のいずれか早い日（以下第一において「電子提供措置開始日」という。）から株主総会の日後三箇月を経過する日までの間（

以下第一において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならないものとする。こと。（第三百二十五条の三第一項関係）

(一) 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項

(二) 第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

(三) 第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

(四) 第三百五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領

(五) 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第

四百三十七条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

(六) 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定

時株主総会を招集するときは、第四百四十四条第六項の連結計算書類に記載され、又は記録された

事項

(七) (一)から(六)までに掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 1にかかわらず、取締役が第二百九十九条第一項の通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、1により電子提供措置をとることを要しないものとする。こと。（第三百二十五条の三第二項関係）

3 1にかかわらず、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに1(一)から(七)までに掲げる事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手續を同法第二十

七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織（以下第一において単に「開示用電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、1により電子提供措置をとることを要しないものとする。こと。（第三百二十五条の三第三項関係）

### 三 株主総会の招集の通知等の特則

1 二1により電子提供措置をとる場合における第二百九十九条第一項の規定の適用については、同項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）」とあるのは、「二週間」とするものとする。こと。（第三百二十五条の四第一項関係）

2 第二百九十九条第四項の規定にかかわらず、二1により電子提供措置をとる場合には、同条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しないものとする。こと。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。こと。（第三百二十五条の四第二項関係）

- (一) 電子提供措置をとっているときは、その旨
- (二) 二3の手續を開示用電子情報処理組織を使用して行ったときは、その旨
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役は、第二百九十九条第

一項の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。 (第三百二十五条の四第三項関係)

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社における第三百五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について電子提供措置をとる」とするものとする。 (第三百二十五条の四第四項関係)

#### 四 書面交付請求

1 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主 (第二百九十九条第三項 (第三百二十五条において準用する場合を含む。)) の承諾をした株主を除く。 ) は、株式会社に対し、二一 (一) から七 (七) までに掲げる事項 (以下四において「電子提供措置事項」という。 ) を記載した書面の交付を請求することができるものとする。種類株主総会について準用する場合における二一 (一) から七 (七) までに掲げる事項も電子提供措置事項に含まれるものとする。 (第三百二十五条の五第一項関係)

2 取締役は、二一により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、一による請求 (以下四において「書面交付請求」という。 ) をした株主 (当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日 (第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。 ) を定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。 ) に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。 (第三百二十五条の五第二項関係)

3 株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、二により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができるものとする。 (第三百二

十五条の五第三項関係)

4 書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日(当該株主が5ただし書により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、2による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下四において「催告期間」という。)内に異議を述べるべき旨を催告することができるものとする。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができないものとする。 (第三百二十五条の五第四項関係)

5 4による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失うものとする。ただし、当該株主が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでないものとする。 (第三百二十五条の五第五項関係)

五 電子提供措置の中断

二1にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと(二1七)により修正されたことを除く。)をいう。以下五において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。 (第三百二十五条の六関係)

1 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。

2 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

3 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

4 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。

## 六 その他の規定の整備

二から五まで（二）1（五）及び（六）に係る部分に限る。）及び3並びに四1及び3から5までを除く。）は、種類株主総会について準用するものとする。 （第三百二十五条の七関係）

## 第二 株主提案権

### 一 株主が提案することができる議案の数の制限

1 取締役会設置会社の株主が第三百五条第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項から第三項までの規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しないものとする。この場合において、当該株主が提出しようとする次の（一）から（四）までに掲げる議案の数については、当該（一）から（四）までに定めるところによるものとする。 （第三百五条第四項関係）

（一） 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（二）において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

（二） 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

（三） 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

す。

(四) 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

2 1前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定めるものとする。

ただし、第三百五条第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。 (第三百五条第五項関係)

## 二 目的等による議案の提案の制限

第三百四条及び第三百五条第一項から第三項までの規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。 (第三百四条ただし書及び第三百五条第六項関係)

1 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三百四条の規定による議案の提出又は第三百五条第一項の規定による請求をする場合

2 第三百四条の規定による議案の提出又は第三百五条第一項の規定による請求により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

## 第三 取締役の報酬等

### 一 報酬等の決定方針

1 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下1において同じ。 )の報酬等(第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。以下第三において同じ。 )の内容と

して定款又は株主総会の決議による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項（以下一において「報酬等の決定方針」という。）を決定しなければならないものとする。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでないものとする。 （第三百六十一条第七項関係）

(一) 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

(二) 監査等委員会設置会社

2 第三百六十一条第四項中「第一項第二号又は第三号」を「第一項各号」に改めるものとする。 （第三百六十一条第四項関係）

3 第三百九十九条の十三第五項各号に掲げる事項に、報酬等の決定方針の決定を追加するものとする。 （第三百九十九条の十三第五項第七号関係）

二 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

1 第三百六十一条第一項第三号を改め、次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。 （第三百六十一条第一項第三号から第六号まで関係）

(一) 報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下二において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類



及び種類ごとの数)の上限その他法務省令で定める事項

(二) 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権(第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下二において同じ。)については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

(三) 報酬等のうち次の(1)又は(2)に掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)の上限その他法務省令で定める事項

(2) 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

(四) 報酬等のうち金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)については、その具体的な内容は、その具体的な内容

2 指名委員会等設置会社についても、同様に第四百九条第三項を改めるものとする。ただし、「当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)の上限」とあるのは「当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)」と、「当該募集新株予約権の数の上限」とあるのは「当該募集新株予約権の数」とするものとする。こと(第四百九条第三項第三号から第六号まで関係)

三 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則

1 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株

式会社（以下三において「上場会社」という。）は、定款又は株主総会の決議による二一(一)に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第九十九条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要しないものとする。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならないものとする。 (第二百二条の二第一項関係)

(一) 取締役の報酬等として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第九十九条第一項第三号の財産の給付を要しない旨

(二) 募集株式を割り当てる日（以下三において「割当日」という。）

2 上場会社は、定款又は株主総会の決議による二一(二)又は三(2)に掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第二百三十六条第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しないものとする。この場合において、当該上場会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならないものとする。 (第二百三十六条第三項関係)

(一) 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第二百三十六条第一項第三号の財産の給付を要しない旨

(二) 定款又は株主総会の決議による二一(二)又は三(2)に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であつた者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

3 定款又は株主総会の決議による二一(一)、(二)若しくは三(2)に掲げる事項についての定め又は報酬委員会による二一(一)、(二)若しくは三(2)に掲げる事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は

準備金として計上すべき額については、法務省令で定めるものとする。 (第四百四十五条第六項 関係)

#### 4 その他の規定の整備

##### (一) 1に関連する整備

(1) 1後段による1(一)及び(二)に掲げる事項についての定めがある場合には、定款又は株主総会の決議による21(一)に掲げる事項についての定めに係る取締役(取締役であった者を含む。)以外の者は、第二百三条第二項の申込みをし、又は第二百五条第一項の契約を締結することができないものとする。 (第二百五条第三項関係)

(2) 第二百九条第一項の規定にかかわらず、1後段による1(一)及び(二)に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となるものとする。 (第二百九条第四項関係)

##### (二) 2に関連する整備

2(一)及び(二)に掲げる事項を定めたときは、その定めを登記しなければならないものとする。 (第九百十一条第三項第十二号ロからニまで関係)

(三) 指名委員会等設置会社における三の適用については、「定款又は株主総会の決議による21(一)に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による21(一)に掲げる事項についての定め」と、  
「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「定款又は株主総会の決議による21(二)又は(三)(2)に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による21(二)又は(三)(2)に掲げる事項についての定め」とするなどの所要の整備をするものとする。 (第二百二条の二第三項及び第二

百三十六条第四項関係)

第四 補償契約

- 一 株式会社が、役員等（第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下第四及び第五において同じ。）に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（以下第四において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。こと。（第四百三十条の二第一項関係）
  - 1 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
  - 2 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
    - (一) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
    - (二) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- 二 株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができないものとする。こと。（第四百三十条の二第二項関係）
  - 1 一に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
  - 2 当該株式会社が一2の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して第四百二十三条第一項の責任を負う場合には、一2(一)及び(二)に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
- 3 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより一2の責任を負う場合には

、一 2 (一) 及び (二) に掲げる損失の全部

三 補償契約に基づき一 1 に掲げる費用を補償した株式会社等が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で一 1 の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができるものとする。 (第四百三十条の二第三項関係)

四 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとする。 (第四百三十条の二第四項関係)

五 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項 (これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。 (第四百三十条の二第六項関係)

六 民法 (平成二十九年法律第四十四号による改正後の民法をいう。以下同じ。) 第八十条の規定は、一の決議によってその内容が定められた五の補償契約の締結については、適用しないものとする。 (第四百三十条の二第七項関係)

七 その他の規定の整備

1 一 に関連する整備

第三百九十九条の十三第五項各号及び第四百十六条第四項各号に掲げる事項に、補償契約の内容の

決定を、それぞれ追加するものとする。 (第三百九十九条の十三第五項第十二号及び第四百十六  
条第四項第十四号関係)

2 四に関連する整備

四は、執行役について準用するものとする。 (第四百三十条の二第五項関係)

第五 役員等のために締結される保険契約

一 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと  
又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを  
約するものであつて、役員等を被保険者とするもの (当該保険契約を締結することにより被保険者であ  
る役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除  
く。以下第五において「役員等賠償責任保険契約」という。) の内容の決定をするには、株主総会 (取  
締役会設置会社にあつては、取締役会) の決議によらなければならないものとする。 (第四百三十  
条の三第一項関係)

二 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項 (これらの規定を第四百十九条第二項において準用  
する場合を含む。) 並びに第四百二十三条第三項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契  
約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること  
よつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、取締役又は執行役を被保  
険者とするものの締結については、適用しないものとする。 (第四百三十条の三第二項関係)

三 民法第八八条の規定は、二の保険契約の締結については、適用しないものとする。ただし、当該

契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、一の決議によってその内容が定められたときに限るものとする。 (第四百三十条の三第三項関係)

#### 四 その他の規定の整備

第三百九十九条の十三第五項各号及び第四百十六條第四項各号に掲げる事項に、役員等賠償責任保険契約の内容の決定を、それぞれ追加するものとする。 (第三百九十九条の十三第五項第十三号及び第四百十六條第四項第十五号関係)

#### 第六 業務執行の社外取締役への委託

一 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。 (第三百四十八條の二第一項関係)

二 一により委託された業務の執行は、第二條第十五号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでないものとする。 (第三百四十八條の二第三項関係)

#### 三 その他の規定の整備

1 第三百九十九条の十三第五項各号に掲げる事項に、一による委託を追加するものとする。 (第三百九十九条の十三第五項第六号関係)

2 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときについても、一、二及び一と同様の規律を設けるものとする。 (第三百四十八条の二第二項及び第三項並びに第四百十六條第四項第六号関係)

## 第七 社外取締役の設置義務

監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならぬものは、社外取締役を置かなければならぬものとする。 (第三百二十七条の二及び第九百七十六条第十九号の二関係)

## 第八 社債の管理

### 一 社債管理補助者

#### 1 社債管理補助者の設置

会社は、第七百二条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでないものとする。 (第七百十四条の二関係)

#### 2 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、第七百三条各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならぬものとする。 (第七百十四条の三関係)

#### 3 社債管理補助者の義務



- (一) 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。 (第七百十四条の七関係)
  - (二) 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。 (第七百十四条の七関係)
- 4 社債管理補助者の権限等
- (一) 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。 (第七百十四条の四第一項関係)
  - (1) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
  - (2) 強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求
  - (3) 第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。
  - (二) 社債管理補助者は、1による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。 (第七百十四条の四第二項関係)
  - (1) 社債に係る債権の弁済を受けること。
  - (2) 第七百五条第一項の行為 (一)(1)から(3)まで及び(1)に掲げる行為を除く。)
  - (3) 第七百六条第一項各号に掲げる行為
  - (4) 社債発行会社社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為
  - (三) (二)の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。 (第七百十四条の四第三項関係)
  - (1) (二)に掲げる行為であって、次に掲げるもの

ア 当該社債の全部についてその支払の請求

イ 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ウ 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（ア及びイに掲げる行為を除く。）

(2) (二)(3)及び(4)に掲げる行為

(四) 社債管理補助者は、1による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならないものとする。と。（第七百十四条の四第四項関係）

(五) 第七百五条第二項及び第三項の規定は、(二)(1)に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用するものとする。と。（第七百十四条の四第五項関係）

(六) その他の規定の整備

(三) (二)(3)に掲げる行為に係る部分に限る。により社債権者集会の決議を必要とする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の五分の一以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意がなければならぬものとする。と。（第七百二十四条第二項関係）

## 5 特別代理人の選任

社債権者と社債管理補助者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならぬものとする。と。（第七百十四条の七関係）

6 社債管理補助者等の行為の方式

社債管理補助者又は5の特別代理人が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。 (第七百十四条の七関係)

7 二以上の社債管理補助者がある場合の特則

(一) 二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならぬものとする。 (第七百十四条の五第一項関係)

(二) 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。 (第七百十四条の五第二項関係)

8 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、この法律又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第七百十四条の七関係)

9 社債管理者等との関係

第七百二条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、1による委託に係る契約は、終了するものとする。 (第七百十四条の六関係)

10 社債管理補助者の辞任

(一) 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者

を定めなければならないものとする。 (第七百十四条の七関係)

(二) (一)にかかわらず、社債管理補助者は、1による委託に係る契約に定めた事由があるときは、辞任することができるとすること。ただし、当該契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。 (第七百十四条の七関係)

(三) (一)にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるとすること。 (第七百十四条の七関係)

## 11 社債管理補助者の解任

裁判所は、社債管理補助者がその義務に違反したとき、その事務処理に不適任であるときその他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権者集会の申立てにより、当該社債管理補助者を解任することができるとすること。 (第七百十四条の七関係)

## 12 社債管理補助者の事務の承継

(一) 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合には、社債発行会社は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならないものとする。この場合においては、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかったときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならないものとする。 (第七百十四条の七関係)

(1) 2に規定する者でなくなったとき。

(2) 10(三)により辞任したとき。

(3) 11により解任されたとき。

(4) 死亡し、又は解散したとき。

(二) 第七百十四条第二項から第四項までの規定と同様の規定を設けるものとする。 (第七百十四  
条の七関係)

### 社債権者集会

(一) 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができるものとする。 (第七百七十七条第三項関係)

(1) (二)による請求があつた場合

(2) 10 (一)の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

(二) 第七百十八条第一項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。 (第七百十八  
条第一項関係)

(三) 社債権者集会の決議は、社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があつたときは、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めるときは、この限りでないものとする。 (第七百三十七条第一項関係)

(四) その他の規定の整備

社債管理者についての社債権者集会の招集の通知に関する規定、社債権者集会への出席等に関する規定、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定、債権者異議手続における催告に関する規定及び報酬等に関する規定と同様の規定を設けるなど、所要の規定を整備するものとする。

。(第七百二十条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十一条第三項、第七百四十条第三項及び第七百四十一条関係)

#### 14 募集事項

(一) 第六百七十六条各号に掲げる事項に次に掲げる事項を追加するものとする。 (第六百七十六条第七号の二及び第八号の二関係)

(1) 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

(2) 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

(二) 社債の種類 (第六百八十一条第一号) について、所要の規定を整備するものとする。 (第六百八十一条第一号関係)

#### 二 社債権者集会

##### 1 元利金の減免

第七百六条第一項第一号に、当該社債の全部についてその債務の免除を追加するものとする。 (第七百六条第一項第一号関係)

##### 2 社債権者集会の決議の省略

(一) 社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について (社債管理補助者にあつては、一10(一)の社債権者集会の同意をすることについて) 提案をした場合において、当該提案につき第七百二十四条第一項に規定する議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなすものとする。 (第七百三十五条の二第一項関係)

- (二) (一)により社債権者集会の決議があつたものとみなされる場合には、第七百三十二条から第七百三十五条まで（第七百三十四条第二項を除く。）の規定は、適用しないものとする。 （第七百三十五条の二第四項関係）
- (三) (一)及び(二)のほか、(一)の書面又は電磁的記録の備置きや閲覧等について、所要の規定を整備するものとする。 （第七百三十五条の二第二項及び第三項関係）

## 第九 株式交付

### 一 株式交付の内容

1 「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。二2において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。 （第二条第三十二号の二関係）

2 株式会社は、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。 （第七百七十四条の二関係）

### 二 株式交付計画

1 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。 （第七百七十四条の三第一項関係）

- (一) 株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下第九において同じ。）

が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下第九において同じ。）の商号及び住所

- (二) 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限
- (三) 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- (四) 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する(三)の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項
- (五) 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下(五)及び(六)において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
- (1) 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- (2) 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- (3) 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についての(1)に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての(2)に規定する事項
- (4) 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- (六) (五)の場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する(五)の金銭等の割当てに関する事項





ること。(第三百九十九条の十三第五項第二十二号及び第四百十六条第四項第二十四号関係)

### 三 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

1 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする事。 (第七百七十四条の四第一項関係)

(一) 株式交付親会社の商号

(二) 株式交付計画の内容

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、二一(八)の期日までに、次に掲げる事項を記載

した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする事。(第七百七十四条の四第二項関係)

(一) 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

(二) 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)

3 株式交付親会社は、2の申込みをした者(以下第九において「申込者」という。)の中から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下3及び4において同じ。)を定めなければならないものとする事。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が二一(二)の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、二(二)の数よりも減少することができるものとする事。

と。(第七百七十四条の五第一項関係)

4 株式交付親会社は、効力発生日の前日まで、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならないものとする。(第七百七十四条の五第二項関係)

5 次の(一)及び(二)に掲げる者は、当該(一)及び(二)に定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。(第七百七十四条の七第一項関係)

(一) 申込者 4により通知を受けた株式交付子会社の株式の数

(二) 8(三)の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数

6 5(一)及び(二)により株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該(一)及び(二)に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならないものとする。(第七百七十四条の七第二項関係)

7 3から6まで(5(二)に係る部分を除く。)(これらを8(五)において準用する場合を含む。)は、21(八)の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が21(二)の下限の数に満たない場合には、適用しないものとする。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。(第七百七十四

四条の十関係)

8 その他の規定の整備

(一) 1に関連する整備

1 は、株式交付親会社が1(一)から(三)までに掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を1の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しないものとする。 (第七百七十四条の四第四項関係)

(二) 2 に関連する整備

(1) 2の申込みをする者は、2の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、2の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。 (第七百七十四条の四第三項関係)

(2) 株式交付親会社は、1(一)から(三)までに掲げる事項について変更があったとき(五6により効力発生日を変更したとき及び五8(五)(3)により二1(八)の期日を変更したときを含む。)は、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を申込者に通知しなければならないものとする。 (第七百七十四条の四第五項関係)

(3) 株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告の発信及び到達について、所要の規定を整備するものとする。 (第七百七十四条の四第六項及び第七項関係)

(三) 1から4までは、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しないものとする。 (第七百七十四条の六関係)

(四) 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、2の申込み、3による割当て及

び(三)の契約に係る意思表示については、適用しないものとし、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、四二により株式交付親会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができないものとする。 (第七百七十四条の八関係)

(五) 1から6まで及び(一)から(四)までは、二一(七)の場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用するものとする。 (第七百七十四条の九関係)

#### 四 株式交付の効力の発生

1 株式交付親会社は、効力発生日に、三六による給付を受けた株式交付子会社の株式を譲り受けるものとする。 (第七百七十四条の十一第一項関係)

2 三六による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、二一(四)に掲げる事項についての定めに従い、二一(三)の株式交付親会社の株式の株主となるものとする。 (第七百七十四条の十一第二項関係)

3 次の(一)から(三)までに掲げる場合には、三六による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、二一(六)に掲げる事項についての定めに従い、当該(一)から(三)までに定める者となるものとする。 (第七百七十四条の十一第三項関係)

(一) 二一(五)(1)に掲げる事項についての定めがある場合 二一(五)(1)の社債の社債権者

(二) 二一(五)(2)に掲げる事項についての定めがある場合 二一(五)(2)の新株予約権の新株予約権者

(三) 二一(五)(3)に掲げる事項についての定めがある場合 二一(五)(3)の新株予約権付社債についての社債

の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 1から3までは、次に掲げる場合には、適用しないものとする。 (第七百七十四条の十一第五項関係)

(一) 効力発生日において五5による手続が終了していない場合

(二) 株式交付を中止した場合

(三) 効力発生日において株式交付親会社が三6による給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が二

1 (二)の下限の数に満たない場合

(四) 効力発生日において2により二1(三)の株式交付親会社の株式の株主となる者がいない場合

5 4 (一)から(四)までに掲げる場合には、株式交付親会社は、三5(一)及び(二)に掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。この場合において、三6による給付を受けた株式交付子会社の株式があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これをその譲渡人に返還しなければならないものとする。 (第七百七十四条の十一第六項関係)

6 その他の規定の整備

(一) 三8(五)において準用する三6により株式交付親会社に株式交付子会社の新株予約権等が給付された場合における効力の発生について、所要の規定を整備するものとする。 (第七百七十四条の十一第一項及び第四項から第六項まで関係)

(二) 第二百三十四条第一項各号に掲げる行為及び当該各号に定める者に、株式交付及び株式交付親会社に株式交付に際して株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡した者を追加するものとする。 (第二百三十四条第一項第九号関係)

## 五 株式交付親会社の手続

- 1 株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。 (第八百十六条の二第一項関係)
- 2 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。 (第八百十六条の三第一項関係)
- 3 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができるものとする。ただし、8(二)(2)本文の場合(8(二)(2)ただし書又は(3)の場合を除く。)は、この限りでないものとする。 (第八百十六条の五関係)
- 4 株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。ただし、8(二)(2)本文の場合(8(二)(2)ただし書又は(3)の場合を除く。)は、この限りでないものとする。 (第八百十六条の六第一項関係)
- 5 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができるものとする。 (第八百十六条の八第一項関係)
- 6 株式交付親会社は、効力発生日を変更することができるものとする。 (第八百十六条の九第一項及び第四項関係)
- 7 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交

付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。 (第八百十六条の十第一項関係)

8 その他の規定の整備

(一) 1 に関連する整備

(1) 「株式交付計画備置開始日」の定義について、所要の規定を整備するものとする。 (第八百十六条の二第二項関係)

(2) 株式交付親会社の株主及び債権者による1の書面等の閲覧の請求等について、所要の規定を整備するものとする。 (第八百十六条の二第三項関係)

(二) 2 に関連する整備

(1) 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式等を除く。)の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、2の株主総会において、その旨を説明しなければならないものとする。 (第八百十六条の三第二項関係)

(2) 2及び(1)は、アに掲げる額のイに掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合には、適用しないものとする。ただし、(1)の場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでないものとする。 (第八百十六条の四第一項関係)



ア 次に掲げる額の合計額

(ア) 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

(イ) 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

(ウ) 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

イ 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

(3) (2)本文の場合において、法務省令で定める数の株式（2の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が(三)(2)の株主に対する通知等の日から二週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。 (第八百十六条の四第二項関係)

(4) 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合における種類株主総会の決議について、所要の規定を整備するものとする。 (第三百二十二条第一項第十四号、第三百二十四条第二項第七号及び第八百十六条の三第三項関係)

(三) 4に関連する整備

(1) 「反対株主」の定義について、所要の規定を整備するものとする。 (第八百十六条の六第

二項関係)

(2) 株主に対する通知等、株式の価格の決定等その他の4による請求に関する手続等について、所要の規定を整備するものとする。 (第八百十六條の六第三項から第九項まで、第八百十六條の七及び第八百七十条第二項関係)

(四) 5に関連する整備

5により株式交付親会社の債権者が異議を述べることが出来る場合における手続等について、所要の規定を整備するものとする。 (第八百十六條の八第二項から第五項まで関係)

(五) 6に関連する整備

(1) 6による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から三箇月以内の日でなければならぬものとする。 (第八百十六條の九第二項関係)

(2) 6の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合)にあつては、当該変更後の効力発生日の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならぬものとする。 (第八百十六條の九第三項関係)

(3) 株式交付親会社は、6による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に二一(八)の期日を変更することが出来るものとし、(2)は、(3)による二一(八)の期日の変更について準用するものとする。 (第八百十六條の九第五項及び第六項関係)

(六) 7に関連する整備

株式交付親会社は、効力発生日から六箇月間、7の書面等をその本店に備え置かなければならぬものとするほか、株式交付親会社の株主及び債権者による当該書面等の閲覧の請求等について、

所要の規定を整備するものとする。 (第八百十六條の十第二項及び第三項關係)

## 六 株式交付の無効の訴え

1 株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から六箇月以内に、訴えをもつてのみ主張することができるものとする。 (第八百二十八條第一項第十三號關係)

2 株式会社の株式交付の無効の訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等 (第八百二十八條第二項第一號に規定する株主等をいう。以下2において同じ。) であつた者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかつた債権者に限り、提起することができるものとする。 (第八百二十八條第二項第十三號關係)

3 株式会社の株式交付の無効の訴えについては、株式交付親会社を被告とするものとする。 (第八百三十四條第十二號の二關係)

## 4 その他の規定の整備

株式会社の株式交付の無効の訴えは、第八百三十四條に規定する会社の組織に関する訴えに含まれるものとし、所要の規定を整備するものとする。 (第八百三十六條第二項、第八百三十九條、第八百四十四條の二及び第九百三十七條第三項第八號關係)

## 七 その他の規定の整備

株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額、清算株式会社についての株式交付に関する規律の不適用その他株式交付に関する手続等について、所要の規定を整備するものとする。 (第四百四十五條第五項、第五百九條第一項第三號、第七百四十條第一項及び第三項並びに第九百七十六條第

七号、第八号及び第二十六号関係)

第十 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の1から3までに掲げる株式会社の区分に応じ、当該1から3までに定める者の同意を得なければならないものとする。 （第八百四十九条の二関係）

1 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）

2 監査等委員会設置会社 各監査等委員

3 指名委員会等設置会社 各監査委員

第十一 議決権行使書面の閲覧等

一 第三百十一条第四項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。 （第三百十一条第四項関係）

二 株式会社は、第三百十一条第四項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができないものとする。 （第三百十一条第五項関係）

1 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

2 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

3 当該請求を行う株主が第三百十一条第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

4 当該請求を行う株主が、過去二年以内において、第三百十一条第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

三 第三百十条第七項及び第三百十二条第五項の請求についても、同様の規律を設けるものとする。こと。  
(第三百十条第七項及び第八項並びに第三百十二条第五項及び第六項関係)

## 第十二 会社の登記に関する見直し

### 一 新株予約権に関する登記

新株予約権に関する登記事項についての規律を改め、募集新株予約権(第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下一において同じ。)について第二百三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権の払込金額(同号に規定する払込金額をいう。以下一において同じ。)(同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法)を登記しなければならないものとする。こと。(第九百十一条第三項関係)

### 二 会社の支店の所在地における登記の廃止

第九百三十条から第九百三十二条までを削除するものとする。こと。(第九百三十条から第九百三十二条まで、第九百三十七条及び第九百三十八条関係)

## 第十三 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

第三百三十一条第一項第二号を削除するものとした上で、次の規定を追加するものとする。こと。(第三十九条第五項、第三百三十一条第一項第二号、第三百三十一条の二、第三百三十五条第一項、第四百

二条第四項及び第四百七十八条第八項関係)

1 成年被後見人が取締役、監査役、執行役、清算人、設立時取締役又は設立時監査役（以下第十三において「取締役等」という。）に就任するには、その成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないものとする。

2 被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人の同意を得なければならないものとする。

3 1は、保佐人が民法第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用するものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとする。

#### 第十四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一及び第十二の二の改正規定は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 （附則第二条から第十一条まで関係）